

令和8年9月2日
経済局農業振興課

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

1. 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の概要

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下、「基本構想」という。)とは、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下、「法」という。)第 6 条に基づき、効率的かつ安定的な経営体の基本的指標や農業経営が営む利用集積目標及びこれらの農業経営を育成するために必要な基本事項を市町村が定めるものである。

本市では、平成6年4月に策定し、概ね5年ごとに見直しを行い、直近では令和3年度に見直しを行っている。

基本構想は、都道府県知事が定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)の期間につき定めるものとされていることから、令和8年4月に宮城県の基本方針が見直しされたことに伴い、当年度内に見直しを行う。

2. これまでの経過と今後のスケジュール

令和8年4月	県の基本方針の見直し
6月～7月	基本構想案について県との中間協議
7月 15,16 日	農業委員会事務局、農業協同組合へ中間案説明
9月2日	市農政推進協議会での協議
9月中旬	農業委員会、農業協同組合への意見聴取
10 月中旬	県との本協議
10 月下旬	決定、公表

3. 基本構想で定める主な内容

(別紙)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しの概要を参照